

○秩父市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和3年3月22日

告示第40号

(趣旨)

第1条 この告示は、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、新たに婚姻した世帯の婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、もって地域における少子化対策の推進に資するため、予算の範囲内において秩父市結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、秩父市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年秩父市規則第52号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 第7条の規定による申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する年度の初日の属する年の1月1日から翌年の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に市内に新たに住宅（公的制度に基づく補助を受けて取得した住宅を除く。）を取得するために要した費用（建物の購入費に限る。）又は賃借するために要した費用（賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料に限る。）をいう。
- (3) リフォーム費用 婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事（公的制度に基づく補助を受けて行った工事、並びに倉庫、車庫及び門、フェンス、植栽等の外構に係る工事を除く。）の費用をいう。
- (4) 引越費用 婚姻を機に市内に引越しをした際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

（令4告示34・令5告示38・令6告示36・一部改正）

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付の対象となる新婚世帯は、次のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 対象となる住宅が市内にあり、夫婦の双方又は一方が当該住宅の住所に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録をしていること。
- (2) 申請日の前年分（1月から5月までに申請をする場合にあっては、前々年分）の夫婦の所得を合算した額が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合にあっては、夫婦の所得から貸与型奨学金の前年中（1月から5月までに申請をする場合にあっては、前々年中）の年間返済額を控除した額とする。
- (3) 婚姻日において夫婦のいずれも年齢が39歳以下であること。
- (4) 夫婦のいずれもが市税等の滞納をしていないこと。
- (5) 夫婦のいずれもが秩父市暴力団排除条例（平成24年秩父市条例第34号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 夫婦のいずれもがこの告示に基づく補助金又は他の地方公共団体におけるこの告示と同様の趣旨による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (7) 夫婦のいずれもが市が指定する結婚、妊娠・出産、子育て等に関する取組に参加していること。

（令4告示34・令5告示38・一部改正）

（次年度に補助金の交付を受ける者の資格認定）

第4条 婚姻届を提出した年度内に第7条第1項に規定する交付申請を行うことが困難な者であつて、次年度に補助金の交付を受けようとするものは、秩父市結婚新生活支援事業資格認定申請書に同項第1号から第5号までに掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、資格を認定すべきものと認めたときは資格認定確認書により当該申請者に通知するものとする。

（令5告示38・追加）

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、申請日の属する年度に新婚世帯が支払った住居費（婚姻を機に同居を始めた月から申請年度の3月までの住居費に限る。）（勤務先から住宅手当等が支給されている場合は当該住宅手当の額を、公的制度に基づく家賃補助を受けている場合は当

該家賃補助の額を除く。）、リフォーム費用及び引越費用（公的制度に基づく引越費用の補助を受けている場合は、当該引越補助の額を除く。）とする。

（令４告示３４・一部改正、令５告示３８・旧第４条繰下・一部改正）

（補助金の額）

第６条 補助金の額は、補助対象経費の額（その額に１，０００円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、３０万円（婚姻日において夫婦のいずれもが２９歳以下の場合にあっては、６０万円）を上限とする。

（令４告示３４・一部改正、令５告示３８・旧第５条繰下）

（補助金の交付申請）

第７条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、秩父市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、第５号から第１０号までの書類に係る事実がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

- （１）婚姻を証明する書類（婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書）
- （２）住民票の写し
- （３）所得証明書又は所得課税証明書
- （４）市税の滞納がないことを証明する書類
- （５）貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類
- （６）住宅の売買契約書、工事請負契約書及び領収書等の写し
- （７）住宅の賃貸借契約書及び賃料、共益費、仲介手数料に係る支払いがわかる領収書等の写し
- （８）住宅手当支給証明書（様式第２号）又は住宅手当支給証明に係る非給与所得者申立書兼誓約書（様式第３号）
- （９）引越費用に係る領収書等の写し
- （１０）公的制度に基づく家賃補助の金額がわかる書類の写し
- （１１）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２ 前項の規定にかかわらず、第４条の規定により資格認定を受けた者に対する補助金に係る申請は、前項第１号から第５号までの書類を省略することができる。

３ 第１項の規定にかかわらず、次条第３項に規定する前年度に交付決定を受けた者に対する補助金に係る申請は、省略することができる。

（令４告示３４・一部改正、令５告示３８・旧第６条繰下・一部改正）

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは秩父市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、補助金を交付すべきでないと認めたときは秩父市結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)に対する補助金の交付決定額が第6条に規定する上限の額(以下「上限額」という。)に満たなかったときは、市長は、当該補助決定者に対し当該交付決定のあった日の属する年度の翌年度に限り引き続き補助金を交付することができる。この場合において、当該翌年度の補助金の額は、上限額から前年度の交付決定額を除いた額を上限とする。

4 前項の規定は、第4条の規定により次年度に補助金の交付を受けたものには、適用しない。

(令4告示34・一部改正、令5告示38・旧第7条繰下・一部改正)

(補助金の交付請求)

第9条 補助決定者は、秩父市結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(令4告示34・一部改正、令5告示38・旧第8条繰下)

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付された補助金の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(令5告示38・旧第9条繰下)

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令5告示38・旧第10条繰下)

附 則

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

(令４告示３４・旧第１項・一部改正)

附 則 (令和４年３月２５日告示第３４号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和５年３月２４日告示第３８号)

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附 則 (令和６年３月１８日告示第３６号)

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

附 則 (令和７年５月２２日告示第１０９号)

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

秩父市結婚新生活支援事業補助金交付申請書

年 月 日

秩父市長 様

申請者 住 所 〒

氏 名

電話番号

秩父市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、秩父市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 新婚世帯について

婚姻年月日		年 月 日					
申請者	フリガナ		生年 月日	昭和 平成	年 月 日	年齢 (婚姻時)	歳
	氏名						
配偶者	フリガナ		生年 月日	昭和 平成	年 月 日	年齢 (婚姻時)	歳
	氏名						
所得額		申請者	円	配偶者	円	合計	円
控除額(貸与型奨学金を返済した場合)		申請者	円	配偶者	円	合計	円

2 同意及び確認事項 (✓を記入、(4)は該当する場合のみ。)

(1) ☐ 私は、本補助金申請の事務処理に必要な範囲において、市長が公簿等で確認することに同意します。

(2) ☐ 私は、秩父市暴力団排除条例(平成24年秩父市条例第34号)第2条第2号に規定する暴力団員ではありません。

(3) ☐ 私は、過去にこの制度に基づく補助金(他自治体の同様の趣旨の補助金を含む)の交付を受けていません。

(4) ☐ 私は、他の公的制度による住宅取得・家賃・引越費用・住宅リフォーム費用の補助を受けていません。

(5) ☐ 私は、市が指定する結婚・妊娠・出産・子育て等に関する取組に参加します。

(6) ☐ 私は、申請内容に虚偽等があった場合は、補助金を返還します。

3 補助申請額について

住居費 (購入・新築の場合)	引き渡し日 (※)	年 月 日	
	支払済金額 (A)	円	
	公的補助 (B)	円	
	実質負担額 (C) = (A) - (B)	円	
住居費 (賃貸の場合)	賃貸借契約開始日	年 月 日	
	支払期間 (※)	年 月分から 年 月分まで	
	その他住居費 (D) (敷金、礼金、仲介手数料、日割家賃、日割共益費)	敷金	円
		礼金	円
		仲介手数料	円
		日割家賃 (月分)	円
		日割共益費 (月分)	円
	小計 (D)	円	
	家賃 _____ 円 + 共益費 _____ 円 = (E)	月額 円	
	住居手当 (F)	月額 円	
	公的家賃補助 (G)	月額 円	
	実質家賃負担額 (H) = {(E) - (F) - (G)} × 支払済月数	月額 円 × か月 = 円	
支払い済額 (I) = (D+H)	円		
リフォーム費用	リフォーム完了日 (※)	年 月 日	
	支払済金額 (J)	円	
	公的リフォーム補助 (K)	円	
	実質リフォーム負担額 (L) = (J) - (K)	円	
引越費用	引越を行った日 (※)	年 月 日	
	費用 (M)	円	
	公的引越補助 (N)	円	
	実質引越負担額 (O) = (M) - (N)	円	
合計	(C) + (I) + (L) + (O)	円	
補助申請額 (上限範囲内、1,000 円未満切り捨て)		円	

*対象となる日付が婚姻された日より前の場合は、申請前に秩父市役所総合政策課へご相談ください。

婚姻日より前に住宅購入・新築・賃貸借・リフォーム・引っ越しを行った場合、対象となる費用・ならない費用が発生する可能性がございます。秩父市役所総合政策課にて事前にご相談下さい。

契約書等で具体的な日にちがご確認出来ない場合は、住民票などのお日にちにて判断させていただく場合がございます。

住宅手当支給証明書

年 月 日

秩父市長 様

給与等の支払者 所在地
名 称
代表者氏名 印
電話番号

次の者の住宅手当支給状況について、次のとおり証明します。

1 対象者

住 所

氏 名

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している

(2) 支給していない

年 月現在
住宅手当 月額 円
支給開始年月 年 月

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)又は(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第 3 号(第 7 条関係)

住宅手当支給証明に係る非給与所得者 申立書兼誓約書

年 月 日

秩父市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 番 号 _____

下記のとおり給与所得者ではないため、住宅手当がないことを申し立てます。また、本誓約書に記載した内容に相違ないことを誓約します。

記

1 給与所得者ではない理由

個 人 事 業 主 ・ 無 職 ・ そ の 他
()

以下は無職・無収入の方のみご回答ください

2 無職・無収入となった時期

年 月 日から

注意事項

所得証明書等により無収入であることが確認できる方は、本書類の提出は必要ありません。

様式第 4 号(第 8 条関係)

—
年 月 日

様

秩父市長

印

秩父市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった秩父市結婚新生活支援事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、秩父市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付の条件

様式第 5 号(第 8 条関係)

—
年 月 日

様

秩父市長

印

秩父市結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった秩父市結婚新生活支援事業補助金については、次のとおり交付しないことに決定したので、秩父市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

不交付の理由

様式第 6 号(第 9 条関係)

秩父市結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年 月 日

秩父市長 様

請求者

郵便番号 〒
住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け ー で交付決定を受けた秩父市結婚新生活支援事業補助金について、交付決定を受けた秩父市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名		支店名	本店 支店
預金の種別	普通・その他()	口座番号	
(フリガナ) 口座名義			

様式第 1 号（第 7 条関係）

（令 7 告示 1 0 9 ・ 全改）

様式第 2 号（第 7 条関係）

（令 7 告示 1 0 9 ・ 一部改正）

様式第 3 号（第 8 条関係）

（令 7 告示 1 0 9 ・ 一部改正）

様式第 4 号（第 8 条関係）

（令 7 告示 1 0 9 ・ 一部改正）

様式第 5 号（第 9 条関係）

（令 7 告示 1 0 9 ・ 一部改正）

様式第 6 号（第 9 条関係）

（令 7 告示 1 0 9 ・ 全）